

=つなげ 羽ばたけ 梅苑会=

平成23年度

関東梅苑会

# 第10回定期総会 ふるさと福島を応援する会

日時：平成23年5月20日(金) 午後6時30分

会場：東京グリーンパレス



## 校歌

一、徽章は薫りのいみじき梅花

氷霜凌げる操は清し

健児は一千こぞりて励む

福島高校栄えよ永く

二、庭には湛ふる心字の池水

穿ちし由来は尊し優し

六千余尺の姿をそこに

映すや吾妻の山また嬉し

## 捷の曲

一、あかぎの香りうつろえる

聖の笛の花霞

うこんの空に星迷う

その春のもと祝う哉

二、白馬空行く戦勝を

祝う(て)うてなのおばしまに

花の宴の筵しき

白金の瓶取りて汲む

関東梅苑会事務局

〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂1-15-3  
プリメーラ道玄坂110号 信陵会館内  
TEL03-3462-1225 FAX03-5489-1358

福島県立福島高等学校同窓会関東梅苑会

<http://www.kantobaienkai.ne.jp>

- ・運営学年／22回(昭和45年卒)、32回(昭和55年卒)、42回(平成2年卒)
- ・実行委員長／五ノ井 透 (22回)
- ・司 会／鈴木美慧 (59回)、橋本奈歩 (62回)
- ・お招きした先生方  
武内義明先生、佐藤美津子先生

## 特別講演 (PM 6:30)

俳優 佐藤B作さん (高19回)

## 定期総会 (PM 7:00)

1. 黙祷
2. 会長挨拶
3. 議事
  - ①平成27～28年度事業報告・決算報告
  - ②同監査報告
  - ③平成29～30年度事業計画案・予算案
  - ④役員改選・紹介
  - ⑤その他
4. 来賓・ゲスト紹介
5. 来賓祝辞

## 合同同期会 (PM 7:30)

1. 乾杯
2. 懇親会  
若手会員からの一言メッセージ  
応援団OBエール・応援歌合唱 など
3. 閉会挨拶  
お披露喜

(平成27年4月1日～平成29年3月31日)

### 平成27年

- |            |                        |
|------------|------------------------|
| 4月2日 (木)   | 第44回ゴルフ大会 (日高カントリークラブ) |
| 4月16日 (木)  | 定期総会実行委員会              |
| 4月22日 (水)  | 第89回定例学年幹事会            |
| 5月14日 (木)  | 定期総会実行委員会              |
| 5月20日 (水)  | 定期総会実行委員会              |
| 5月22日 (金)  | 平成27年度定期総会・合同同期会       |
| 6月23日 (火)  | 定期総会・合同同期会 反省会         |
| 9月17日 (木)  | みやぎ梅苑会総会 (出席)          |
| 〃          | 顧問会                    |
| 10月7日 (水)  | 役員幹事会                  |
| 10月16日 (金) | 本部役員会 (出席)             |
| 11月5日 (木)  | 第45回ゴルフ大会 (日高カントリークラブ) |
| 11月24日 (火) | 第90回定例学年幹事会            |
| 11月27日 (金) | 平成27年度本部同窓会総会 (出席)     |
| 12月11日 (金) | 本部役員会 (出席)             |

### 平成28年

- |            |                        |
|------------|------------------------|
| 1月20日 (水)  | 関東梅苑祭実行委員会             |
| 1月30日 (土)  | 本部同窓会臨時役員会 (出席)        |
| 2月25日 (木)  | 関東梅苑祭実行委員会             |
| 3月3日 (木)   | 顧問会                    |
| 3月30日 (水)  | 関東梅苑祭実行委員会             |
| 4月7日 (木)   | 第46回ゴルフ大会 (日高カントリークラブ) |
| 4月13日 (水)  | 第91回定例学年幹事会            |
| 5月12日 (木)  | 関東梅苑祭実行委員会             |
| 5月27日 (金)  | 平成28年度関東梅苑祭・合同同期会      |
| 6月21日 (火)  | 関東梅苑祭・合同同期会 反省会        |
| 9月2日 (金)   | 役員幹事会                  |
| 9月15日 (木)  | みやぎ梅苑会総会 (出席)          |
| 10月14日 (金) | 本部・第2回役員会 (出席)         |
| 10月24日 (月) | 役員幹事会                  |
| 10月27日 (木) | 第47回ゴルフ大会 (日高カントリークラブ) |
| 11月25日 (金) | 平成28年度本部同窓会総会 (出席)     |
| 11月29日 (火) | 第92回定例学年幹事会            |

### 平成29年

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 1月30日 (月) | 定期総会実行委員会 |
| 2月14日 (火) | 役員幹事会     |
| 2月23日 (木) | 定期総会実行委員会 |
| 3月2日 (木)  | 顧問会       |
| 3月21日 (火) | 定期総会実行委員会 |

# 平成21～22年度決算報告

(平成21年4月1日～平成23年3月31日)

科目	予算額	決算額	予算比	備考
<b>【収入の部】</b>	3,709,611	3,947,279	106%	
1. 繰越金	9,611	9,611	100%	平成20年度より
2. 年会費・協賛金	1,200,000	1,137,440	95%	延べ695人
3. 総会会費	1,190,000	1,165,000	98%	2009年会費等
4. 梅苑祭会費	1,190,000	1,161,000	98%	2010年会費等
5. 雑収入	120,000	474,228	395%	本部助成金、HP広告、受取り利息
<b>【支出の部】</b>	3,640,000	3,689,509	101%	
1. 事業費	2,300,000	2,310,968	100%	
(1) 総会関係費	1,150,000	1,246,990	108%	第9回総会関係費、会場飲食、パンフレット代
(2) 梅苑祭関係費	1,150,000	1,063,978	93%	第9回梅苑祭関係費、会場飲食、パンフレット代
2. 運営費	1,340,000	1,378,541	103%	
(1) 事務所関係費	60,000	60,000	100%	信陵会館年間契約料、@30,000円×2年
(2) 会議費	220,000	354,300	161%	会議室使用料及び茶菓子代 計25回 延310人参加
(3) 通信費	80,000	56,731	71%	会議案内、会員増強案内等
(4) 事務費	50,000	28,429	57%	封筒、用紙、消耗品等
(5) 印刷費	20,000	10,715	54%	会議印刷物
(6) 組織強化費	70,000	28,455	41%	勉強会助成金
(7) 交通費	140,000	115,680	83%	本部総会、みやぎ梅苑会総会、出席等
(8) 交際費	150,000	245,851	164%	本部総会、みやぎ梅苑会総会祝儀、賀詞広告等
(9) ホームページ費	500,000	478,835	96%	ホームページ維持管理
(10) 予備費	50,000	0	0%	
3. 次期繰越金		257,770		ゆうちょ銀行176,578円、みずほ銀行81,192円

## 監査報告

上記決算報告書を監査した結果、適正であることを報告いたします。

平成23年4月15日

監事 佐藤勝美 印

監事 佐々木政彦 印

# 平成23～24年度事業計画案

(平成23年4月1日～平成25年3月31日)

## 基本方針

同窓会本部との連携をより強化するとともに、さらに同窓生の輪を拡げるために、文化的な事業の画策を目指す。

## 平成23年

- 4月7日(木) 第36回ゴルフ大会 中止
- 4月15日(金) 第79回定例幹事会〈中野サンプラザ〉
- 5月20日(金) 第10回定期総会兼福島応援集会 〈東京グリーンパレス〉
- 6月中旬 名簿委員会、以降9月、11月、1月開催
- 9月7日(水) 第80回定例幹事会
- 第10回関東梅苑祭実行委員会発足(高17、27、37回卒が当番幹事)
- 9月中旬 ゴルフ大会 〈日高CC〉
- 11月11日(金) 「梅苑会報」関東梅苑会だより 編集会議 〈信陵会館〉
- 12月7日(水) 第81回定例幹事会

## 平成24年

- 4月中旬 ゴルフ大会 〈日高CC〉
- 4月19日(木) 第82回定例幹事会
- 5月18日(金) 第10回関東梅苑祭・合同同期会 〈東京グリーンパレス〉
- 9月6日(木) 第83回定例幹事会
- 第11回定期総会実行委員会発足(高18、28、38回卒が当番幹事)
- 9月上旬 ゴルフ大会 〈日高CC〉
- 11月15日(木) 「梅苑会報」関東梅苑会だより 編集会議 〈信陵会館〉
- 12月13日(木) 第84回定例幹事会

# 平成23～24年度予算案

# 関東梅苑会規約

(平成23年4月1日～平成25年3月31日)

科目	予算額	総額比	備考
<b>【収入の部】</b>	2,917,770		
1. 繰越金	257,770	8.8%	
2. 年会費、協賛金	1,200,000	41.1%	(単年300名予定)
3. 総会会費	250,000	8.6%	第10回定期総会 @2,500円×100
4. 梅苑祭会費	1,050,000	36.0%	第10回関東梅苑祭 @7,000円×150
5. 雑収入	160,000	5.5%	受取利息、ホームページ広告等
<b>【支出の部】</b>	2,910,000		
1. 事業費	1,650,000	57%	
(1) 総会関係費	600,000	20.6%	平成23年 第10回定期総会
(2) 梅苑祭関係費	1,050,000	36.1%	平成24年 第10回関東梅苑祭
2. 運営費	1,260,000	43%	
(1) 事務所関係費	60,000	2.1%	信陵会館、年間契約料30,000円×2年
(2) 会議費	250,000	8.6%	会議室使用料
(3) 通信費	50,000	1.7%	会議案内、会員増強案内
(4) 事務費	30,000	1.0%	封筒、用紙、事務用消耗品
(5) 印刷費	20,000	0.7%	一般会議資料等印刷
(6) 組織強化費	50,000	1.7%	勉強会助成金
(7) 交通費	120,000	4.1%	本部総会、本部打合せ出張
(8) 交際費	160,000	5.5%	賀詞広告、母校関係、慶弔金
(9) ホームページ維持費	500,000	17.2%	ホームページ維持管理
(10) 予備費	20,000	0.7%	
3. 次期繰越金	7,770		

- 第1条 [名称]  
この会は「福島高等学校同窓会関東梅苑会」と称し、事務局を東京・渋谷「信陵会館内」におく。
- 第2条 [組織]  
この会は旧制福島中学校・福島高等学校の卒業生・修学生で関東地区の在住者及びその関係者をもって組織する。
- 第3条 [目的]  
この会は会員相互の親睦と交流を図り、併せて母校の発展を期することを目的とする。
- 第4条 [事業]  
この会は次の事業を行なう。  
1. 会員相互の連絡協調に関すること  
2. 母校の発展援助に関すること  
3. 母校の同窓会発行会員名簿に関すること  
4. 母校の同窓会誌「梅苑会報」記事掲載に関すること  
5. その他目的達成に必要なこと
- 第5条 [役員]  
この会に次の役員をおく。  
1. 会長 1名  
2. 副会長 2-4名  
3. 幹事 各学年毎複数名  
4. 事務局長 1名  
5. 事務局 2-4名  
6. 監事 2名  
以上の外、会長は総会の推薦により名誉会長及び顧問を委嘱することができる。
- 第6条 [役員を選出]  
会長、副会長、監事は総会で選出する。  
幹事は会長の委嘱若しくは各学年の推薦により選出する。  
事務局長、事務局は会長が委嘱する。
- 第7条 [役員職務]  
会長はこの会を代表し会務を統括する。  
副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は職務を代行する。  
幹事は同学年を代表し会務にあたる。  
事務局長、事務局は会務が円滑に運ぶよう業務を遂行する。  
監事は会計を監査する。
- 第8条 [役員任期]  
役員任期は次回総会までとし、役員定年は役員就任年齢70歳までとする。但し、やむをえない事情で退任を認める場合は、幹事会で決定する。

- 第9条 [総会]  
①総会は原則として2年毎に開き、次の事項を決議する。  
1. 会務の報告  
2. 予算の審議及び決算の承認  
3. 役員を選出  
4. 議案の議決  
5. 規約の改廃  
6. その他重要な事項  
但し、総会はその権限の一部を幹事会に委任することができる。  
②総会の議長は会長が務める。
- 第10条 [会議の構成]  
総会は、会員をもって構成する。  
幹事会は、会長、副会長、幹事をもって構成し、総会の決定した事項の執行及びその他必要な会務を遂行する。
- 第11条 [招集]  
総会及び幹事会は会長が招集する。  
会議の議決は多数決による。
- 第12条 [会計]  
この会の経費は、年会費、総会出席会費及び寄付金をもって支弁し、会費の額は幹事会で決定する。  
会計年度は4月1日に始まり翌々年3月31日に終わる。
- 第13条 [その他]  
その他必要と認める事項は、その都度幹事会で協議し、決定する。  
[発効]  
この会の規約は平成5年3月12日より施行する。  
平成7年3月10日一部改正  
(第1条、第5条、第11条、第12条)  
平成11年3月12日一部改正  
(第5条、第6条、第7条、第12条)  
平成13年4月13日一部改正  
(第8条)  
平成17年5月13日一部改正  
(第5条、第6条、第7条、第12条)  
平成19年5月18日一部改正  
(第5条、第6条、第7条、第9条、第10条、第11条、第12条、第13条)